

中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（日本出願を基礎としたスタートアップ設立に向けた国際的な権利化支援事業）

特許庁総務部企画調査課

令和5年度予算額

2.7 億円（ 1.6 億円 ）

事業の内容

事業目的

スタートアップにおいて事業化を予定している最先端技術に係る特許出願人のうち海外への特許出願比率が低い者による外国出願案件について、その出願及び中間応答等の費用を助成することにより、そのような案件の外国出願を支援し、スタートアップを通じた最先端技術の事業化・社会実装を促進します。

事業概要

最先端技術に関連する産業についてはグローバル需要の成長が見込まれているところ、事業展開が見込まれる国・地域の特許権が取得できていない状態では、当該国・地域における事業を持続的に行うことが困難です。本事業では、スタートアップにおいて事業化を予定している最先端技術に係る特許出願人のうち海外への特許出願比率が低い者による外国出願案件を民間団体等が募集・選定し、支援対象案件を採択します。選定においては、外国での権利取得の可能性、出願先の国・地域における市場性や事業性、自身の保有特許権の他者への実施許諾率等の観点を加味します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



民間企業等が外国特許出願及び中間応答等を実施するために要する費用の1/2を補助します（上限150万円等／案件）。

成果目標

助成した出願に関する海外知財取得率70%（審査結果判明分）を目指します。